

平成 29 年 12 月 18 日

東京都低 NO_x・低 CO₂ 小規模燃焼機器認定要綱対象機器の
規模要件拡大について（案）

今年度第 1 回委員会で、給湯器について認定する規模要件を拡大する方向性が確認された。

このことについて、以下のとおりとする。

1 規模要件を拡大する機器の種類

温水ボイラー及び給湯器

これまで対象としていなかった家庭用給湯器（20 号以上）が対象になる。

2 認定対象とする規模要件

現 行：伝熱面積 10 m²未満かつ熱出力 58kW 以上

⇒変更案：伝熱面積 10 m²未満かつ熱出力 35kW 以上

東京都環境確保条例第 127 条に基づき NO_x と CO₂ の排出量が少ないものを設置しなければならない機器は、小型ボイラー類について「伝熱面積 10 m²未満かつ持つ出力 35kW 以上」とされている。

温水ボイラー及び給湯器以外の小型ボイラー類は、熱出力 35kW 以上を認定対象としている。

なお、この規模要件の拡大により、家庭用給湯器 20 号以上が対象となる。

3 認定基準

規模要件の拡大により新たに認定対象となる機器に係る認定基準については、現行の認定対象機器の基準と同一とする。

4 関連業界の意見

温水ボイラー及び給湯器の業界団体に対して、1～3 に掲げる内容を示し、対象規模拡大について意見を照会したが、特に意見はなかった。

5 改正要綱の施行時期

平成 30 年 4 月 1 日（予定）